# tok

# 第91回 定時株主総会

# 招集ご通知

■日時

2021年3月30日(火曜日)午前10時

#### ■場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5 階第一会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

#### ■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の 観点から、株主様の健康状態にかかわらず、ご出席を極力お控えい ただき、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権 行使をお願い申しあげます。

本年より、ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

# 目次

第91回定時株主	総会招集ご通知	1
議決権行使等に	こついてのご案内	4
株主総会参考書類	镇	7
第1号議案 第	剰余金の処分の件	7
第2号議案 耳	収締役9名選任の件	8
第3号議案 題	監査役2名選任の件	15
事業報告		18
連結計算書類…		49
計算書類		52
監查報告書		55

# 東京応化工業株式会社

株 主 各 位

川崎市中原区中丸子150番地

# 東京応化工業株式会社

取締役社長 種 市 順 昭

# 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、ご出席を極力お控えいただき、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年3月29日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

#### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

4頁から6頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行 使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年3月30日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5 階第一会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第91期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類なら びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第91期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法 (インターネット等) により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法 (インターネット等) による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html)に掲載しております。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tok.co.jp/) に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

#### 【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、ご出席を極力お控えいただき、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権行使をお願い申しあげます。(詳細は4頁から6頁をご覧ください。)
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容には、今後も引き続き注視をしていただき、 ご自身および周囲への感染防止のために、くれぐれも慎重なご判断をお願い申しあげます。

#### 【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、会場入り口でサーモグラフィーによる検温を行わせていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。また、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用について、ご協力をお願い申しあげます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくこと がございます。予めご了承ください。
- ・株主総会会場は、換気させていただきますので、暖かい服装でお越しください。

#### 【当社の対応について】

- ・ 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認したうえで参加いたします。
- ・運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただくほか、場合により手袋を着用いたします。
- ・受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主席の間隔を広げ、ご用意できる座席数を大幅に減らしておりますので、ご入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。
- ・ 株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となる方法といたします。
- 株主総会会場は、換気させていただきます。
- ・株主控室は設けません。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、道案内スタッフの配置は行いませんので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- ※ 株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tok.co.jp/)に掲載させていただきます。

以上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

#### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年3月30日(火曜日)午前10時

場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5 階第一会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

#### 書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月29日(月曜日)午後5時30分到着分まで

#### インターネットにより議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。 詳細は5頁から6頁をご覧ください。

行使期限 2021年3月29日 (月曜日) 午後5時30分まで

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)

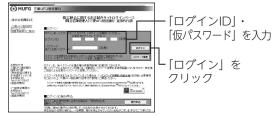
# (1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

1 議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしてください。 QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用 してアクセスすることも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



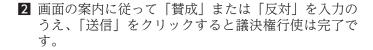
- 2 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン ID」・「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
  - ※次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

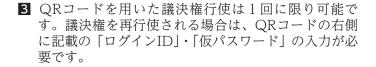


3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# (2) スマートフォンをご利用の方

- 1 お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書副票(右側)に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
  - ※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。









#### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の際の注意点

- ① 書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法 (インターネット等) により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 議決権行使ウェブサイトについて

- ① パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ② 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信 (SSL通信) および携帯電話情報の送信が不可能 な機種には対応しておりません。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等) は、株主様のご負担とさせていただきます。

# 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子 行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができま す。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) フリーダイヤル **0120-173-027** 受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

# 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE(連結純資産配当率)3.5%を目処とした配当を実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、業績等諸般の事情を勘案するとともに、2020年10月に設立80周年を迎えたことに対して株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株につき64円の普通配当に記念配当30円を加え、以下のとおり1株につき94円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、2020年9月にお支払いいたしました1株につき60円の中間配当金と合わせて、1株につき154円となります。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金94円 総額3,925,475,908円 (うち普通配当64円、記念配当30円)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年3月31日

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏 名	Ž	現在	<b>E</b> の地位		現在の担当	属性
1	たねいち種市	順昭	代 表取 締	取締役社	役 長	執 行 役 員 社 長	再任
2	佐藤	晴俊	取	締	役	専務執行役員開発本部長	再任
3	柴村	よう いち <b>洋</b> 一	取	締	役	專務執行役員 経理財務本部長	再任
4	水木	或 雄	取	締	役	常務執行役員総務本部長	再任
5	村上	ゆう いち <b>裕一</b>	取	締	役	執 行 役 員材料事業本部長	再任
6	栗本	弘嗣	取	締	役	-	再任 社外 独立役員
7	tte ぐts <b>関</b>	典子	取	締	役	-	再任 社外 独立役員
8	us to	和夫	取	締	役	-	再任 社外 独立役員
9	鳴海	裕介		_		執 行 役 員 新事業開発本部長	新任

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
月 再任	たねいち のりあき <b>種市 順昭</b> (1962年11月23日生)	1986年 4月 当社入社 2009年 6月 当社営業開発部長 2011年 6月 当社新事業開発部長 2015年 6月 当社執行役員新事業開発室副室長 2017年 6月 当社取締役兼執行役員新事業開発室長 2019年 1月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長現在に至る	12,100株			
	取締役候補者とした理由 種市順昭氏は、代表取締役取締役社長に就任後、グループトップとして当社グループの経営を牽引し、中期計画の諸施策を通					
	じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選					

任をお願いするものであります。

石井水平口	r ( / / / / / P   P	### 11 / 나. 나 나 아프로 가 살다 수 네 가 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기				
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
<b>2</b> 再任	きたう はるとし 佐藤 晴俊 (1961年6月1日生)	1984年 4月 当社入社 2004年 4月 当社品質保証部長 2007年 4月 当社先端材料開発二部長 2008年 4月 当社先端材料開発一部長 2009年 6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 2011年 6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長 2012年 6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 2017年 6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長 2019年 3月 当社取締役兼専務執行役員開発本部長 現在に至る	13,000株			
	取締役候補者とした理由 佐藤晴俊氏は、米国子会	· 社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任	するなど、当社グループ			
	内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督					
	等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選					
	任をお願いするものであ	ります。				

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>3</b> 再任	Lifets ** ままいち 柴村 洋一 (1956年7月29日生)	1980年 4 月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)法人人事部長 2007年 8 月 同行京橋支社長 2009年10月 当社財務部長 2010年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長兼財務部長 2012年 6 月 当社執行役員経理本部長 2013年 6 月 当社常務執行役員経理本部長 2017年 6 月 当社専務執行役員経理本部長 2019年 1 月 当社専務執行役員経理財務本部長 2020年 3 月 当社取締役兼専務執行役員経理財務本部長 現在に至る	11,800株
	取締役候補者とした理由		

取締役候補者とした理由

柴村洋一氏は、金融機関における豊富な経験に加え、当社に入社して以降、財務部長を経て、経理財務本部長に就任し、資本政策を含む財務戦略の構築に貢献するなど、経理・財務を中心とした経営に関する知見を有しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
<b>4</b> 再任	**すき くに ** *** 大木   団雄* (1959年2月10日生)	1985年10月 当社入社 2005年4月 当社総務部長 2009年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 2012年6月 当社執行役員総務本部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員総務本部長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長 現在に至る	10,800株			
	取締役候補者とした理由 水木國雄氏は、総務部長を経て、総務本部長に就任し、情報管理体制、リスク管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびにIR(投資家向け広報)の充実など、コーポレートガバナンス強化の業務に取り組んでおり、担当業務の経験を通じて、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>5</b>	tisha ゆういち 村上 裕一 (1962年7月24日生)	1985年4月 当社入社 2009年10月 当社経理部長 2014年6月 当社材料事業本部副本部長 2015年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長 2020年3月 当社取締役兼執行役員材料事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOK尖端材料株式会社代表理事社長	6,420株
	取締役候補者とした理由 村上裕一氏は、米国子会	社での駐在、韓国子会社の代表理事社長、材料事業本部長に就任するなど、	当社グループ内の要職を

経験し、当社の事業特性を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分 な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするも

営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただ

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
各 再任 社外 独立役員	くりもと ひまし 栗本 弘嗣 (1947年8月26日生)	1970年 4 月 オイレス工業株式会社入社 1999年 6 月 同社取締役 2003年 6 月 同社取締役常務執行役員 2006年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2011年 6 月 同社代表取締役会長 2014年 6 月 当社取締役(社外取締役) 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 2015年 6 月 同社相談役 2016年 6 月 同社顧問	1,000株
	社外取締役候補者とした理!	日 の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ	

のであります。

くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名(生年月日)		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
		1986年 4月	マニュファクチャラーズ・ハノバー銀行 (現JPモルガン・	
			チェース銀行)入行	
		1991年10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入 所	
		1994年 3月	公認会計士登録	
		1998年2月	日本放送協会入局	
		2001年12月	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社	
		2002年1月	公認会計士再登録	
		2004年7月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所	
		2010年11月	関口公認会計士事務所 (現関口典子公認会計士事務所)	
_			所長	
			現在に至る	500株
	20 000	2011年4月	独立行政法人国際協力機構 契約監視委員	
再任		2011年7月	独立行政法人国際協力機構 外部審査委員	
			現在に至る	
社外	せきぐち のりこ	2012年7月	税理士登録	
独立役員	関口典子	2015年6月	当社取締役(社外取締役)	
33-127	(1964年1月23日生)		現在に至る	
		2019年1月	ちふれホールディングス株式会社 執行役員(2021年2月	
			退任)	
		(重要な兼職の制	代況)	
		関口典子公認会	計士事務所 所長	
		独立行政法人国	際協力機構 外部審査委員	
	社外取締役候補者とした理	<u></u>		
	関口典子氏は、公認会計	士業務を通じて‡	音われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経	験を有し、これらをもと
	に、複数の上場企業の不	下正経理に関するタ	N部委員を務められるなど、内部統制にも精通されているこ	とから、引き続き客観的
	かつ中立的な視点から当	<b>社の経営を監督し</b>	していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴するこ	とによりコーポレートガ

バナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
各 再任 社外 独立役員	いちやなぎ かずま 一柳 和夫 (1953年9月26日生)	1977年 3 月 帝国通信工業株式会社入社 2005年 4 月 同社執行役員開発部管掌兼開発部長 2008年 4 月 同社執行役員開発技術統括技術管理部管掌 2008年12月 同社執行役員開発技術統括 2009年 6 月 同社取締役執行役員開発技術統括 2009年10月 同社取締役執行役員開発本部統括 2010年 6 月 同社代表取締役社長 2019年 6 月 同社取締役相談役 2020年 3 月 当社取締役 (社外取締役) 現在に至る	500株
	社外取締役候補者とした理    一柳和夫氏は、上場企業	自 の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中	『立的な視点から当社の経

営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただ

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
<b>9</b>	なる。み 鳴海 裕介 (1965年12月2日生)	1988年 4月 当社入社 2012年 6月 当社市場開発部長 2019年 1月 当社パネル材料営業部長 2019年 4月 当社イメージングマテリアル営業部長 2020年 3月 当社執行役員新事業開発本部長 現在に至る	2,478株			
	取締役候補者とした理由 鳴海裕介氏は、中国事務	所での駐在、主力製品の販売・マーケティングの責任者等を経て、新事業開発	本部長に就任するなど、			
	当社グループ内の要職を経験し、当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野に精通しており、取締役会における重要な意					
	思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、当社の経営への貢献を期待できると判					
l	断したため、取締役とし	て選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係について
  - (1) 村上裕一氏は、当社子会社であるTOK尖端材料株式会社の代表理事社長を兼務しており、当社は同社に対して資金の貸付に加え、ライセンス等の取引を行っているとともに、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係があります。また、当社と同社は、材料事業において競業関係にあります。
  - (2) その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3. 栗本弘嗣、関口典子および一柳和夫の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 4. 社外取締役候補者である栗本弘嗣、関口典子および一柳和夫の各氏が当社の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、栗本弘嗣氏が6年9カ月、関口典子氏が5年9カ月、一柳和夫氏が1年であります。
- 5. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、栗本弘嗣、関口典子および一柳和夫の各氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役深田一政および監査役高橋浩一郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏	名	現在の地位	属性
1	上原	ただはる	_	新任社外独立役員
2	きゅざき 梅 﨑	だる き 輝喜	_	新任社外独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)			明有する当社(/)株式数
新任社外独立役員	うえはら     ただはる       上原     忠春       (1955年4月21日生)       社外監査役候補者とした理	1979年4月 東式 2004年10月 株 イ2007年7月 同 2008年6月 東 2011年6月 同 2012年6月 東 2015年4月 独 理 2017年4月 東 2017年6月 外 2017年7月 ジ 2020年12月 東現 (重要な兼職の状況) 東京海上日動火災保	京海上ホールディングス株式会社 常務執行役員 立行政法人日本貿易保険(現株式会社日本貿易保険) 事 京海上日動火災保険株式会社 顧問 務省入省 第 ージア駐箚特命全権大使 京海上日動火災保険株式会社 顧問 は在に至る	所有する当社の株式数
			式会社の要職を歴任するとともに、特命全権大使を務め	<u> </u>
	n 4		広い見識をもとに、グローバルな視点で客観的かつ中立 任をお願いするものであります。	的な立場から経営監視に

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
五 新任 社外 独立役員	うめざき てるき <b>梅﨑 輝喜</b> (1959年9月20日生)	1985年 4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社) 入社 2010年 4月 明治安田生命保険相互会社調査部長 2014年 4月 同社執行役人事部長 2016年 4月 同社常務執行役 2019年 4月 同社常務執行役グループコンプライアンス責任者 2020年 4月 同社専務執行役グループコンプライアンス責任者 現在に至る (重要な兼職の状況) 明治安田生命保険相互会社 専務執行役グループコンプライアンス責任者 一般財団法人日本産業協会 理事	0株
	対別監査公候補表とした理!	<del>L</del>	

#### 社外監査役候補者とした理由

梅崎輝喜氏は、明治安田生命保険相互会社の要職を歴任されており、金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い 見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任をお願いするもので あります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  - 3. 上原忠春および梅﨑輝喜の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、各氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
  - 4. 監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、 上原忠春および梅﨑輝喜の各氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (ご参考) 社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性基準を定めており、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合は、独立性を有するものとみなします。

- a. 当社または当社の連結子会社(以下、「当社グループ」といいます。)の業務執行者。または、その就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者。
- b. 当社グループを主要な取引先とする者(注1) またはその業務執行者。
- c. 当社グループの主要な取引先(注2) またはその業務執行者。
- d. 当社グループの主要な借入先(注3) またはその業務執行者。
- e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます)。
- f. 過去3年間において上記b.からe.に該当していた者。
- g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者。
- h. 当社グループの主要株主(注5)またはその業務執行者。
- i. 社外役員の相互就任関係(注6)となる他の会社の業務執行者。
- i. 配偶者および二親等内の親族が上記a.からi.のいずれかに該当する者。
- k. 社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者。
- 1. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。
- 注1: 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいいます。
- 注2: 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいいます。
- 注3: 当社グループの主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいいます。
- 注4:多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、 法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいいます(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である 場合は、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有す る財産をいいます)。
- 注5:主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいいます。
- 注6: 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の 社外役員である関係をいいます。

以上

### (添付書類)

# 事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済ならびに日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、経済活動が抑制されたことにより、前年景気を下回る状況となりました。

当社グループ製品の主な需要先であります半導体やディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場におきましては、5 GやIoT等の普及に加え、テレワークの増加やクラウドサービス利用の拡大等により、パソコンやデータサーバー向けの半導体需要が堅調に推移しました。

このような情勢下において当社グループは、2021年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2021」に掲げた全社目標「TOKグループがやるべきニッチな市場を開拓する」を達成すべく、全社戦略である「顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする」、「マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結び付ける」、「自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する」、「tok経営基盤を強化する」の遂行に総力をあげて取り組んでまいりました。また、取締役社長を対策本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、当社グループ全体でテレワーク推奨や国内外出張の自粛または延期等の感染症拡大防止に向けた措置を講じながら、事業活動の継続に取り組んでまいりました。

まず、当連結会計年度においては、高度化する顧客の要求に応えるべく、主力開発拠点である相模 事業所の新研究開発棟に最新鋭のクリーンルームを設置し、次世代半導体材料の品質向上や生産技術 向上を加速させるための専門組織を発足するなど、体制の強化を図ってまいりました。また、感染症 拡大防止に最大限配慮した中で、アジア地域での半導体市場の成長を見据え、営業活動や技術サポー トの強化を進めるなど、顧客の声に的確・迅速に応えるための取組みを推進してまいりました。

次に、既存事業分野におけるマーケティングを強化するとともに、新規ニーズを開拓するための組織を新設し、将来の価値創造を高める基盤作りを進めてまいりました。また、新規事業分野においては、機能性フィルムの販売継続に加え、外部機関との協業の成果となる遺伝子診断や創薬の発展に貢献する次世代ライフサイエンス向け材料の販売を開始いたしました。

加えて、今後の当社グループを支える人材基盤を強化するため、人事制度改革に継続して取り組むとともに、人材の活性化を目的とした従業員向けの研修体制を拡充するなどの諸施策に取り組んでまいりました。

さらに、経営の透明性および健全性を高めるために、指名報酬諮問委員会等の活動を推進したほか、「100年企業」の実現に向け、持続的な企業価値向上と社会との共有価値創造のため、新たにCSR方針(人権、倫理・腐敗防止、環境、労働安全衛生、CSR調達に関する方針)を策定するなど、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。加えて、キャッシュ創出力の最大化に向け、新たな経営指標の導入に取り組み、バランスシートマネジメントを推進するなど、経営基盤の強化に努めてまいりました。

これらの取組みを推進したうえで、当社グループは、今後の活動を未来起点で考え、「豊かな未来、社会の期待に化学で応える"The e-Material Global Company"」という経営ビジョンを掲げ、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」を策定いたしました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、過去最高となる1,175億85百万円(前年度 比14.4%増)となりました。利益面におきましては、高付加価値製品の売上増加に加え、原油価格下 落に伴う原材料費低減や減価償却費等の経費減少により、営業利益は155億89百万円(同63.3%増)、 経常利益は161億29百万円(同66.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は99億26百万円(同 83.5%増)となり、いずれも過去最高益を更新することができました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

#### 【材料事業】

当事業の内部取引を除いた売上高は、1,147億73百万円(前年度比15.9%増)となりました。これは、エレクトロニクス機能材料、高純度化学薬品の販売が好調に推移したことが主な要因であります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業売 上 高	98,986百万円	114,773百万円	15,786百万円増	15.9%増

部門別の概況は、次のとおりであります。

#### [エレクトロニクス機能材料部門]

当部門の売上高は、前年度を大幅に上回る658億78百万円(同13.1%増)となりました。これは、中小型液晶パネルの需要環境が変化したことにより、ディスプレイ用フォトレジストの売上が減少したものの、パソコンやデータサーバー向けなどの旺盛な半導体需要に支えられ、アジア地域において半導体用フォトレジストや高密度実装材料の販売が好調に推移し、売上が増加したことが主な要因であります。

#### [高純度化学薬品部門]

当部門の売上高は、前年度を大幅に上回る487億32百万円(同19.8%増)となりました。これは、中小型液晶パネルの需要環境が変化したことにより、ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品の売上が減少したものの、最先端半導体製造プロセスに使用される台湾向けの半導体用フォトレジスト付属薬品の販売が好調に推移し、売上が増加したことが主な要因であります。

#### 【装置事業】

[プロセス機器部門]

当部門の内部取引を除いた売上高は、前年度を下回る28億11百万円(前年度比26.7%減)となりました。これは、ウエハハンドリングシステム「ゼロニュートン®」や半導体製造装置の検収が前年度を下回ったことが主な要因であります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業売 上 高	3,833百万円	2,811百万円	1,022百万円減	26.7%減

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は56億11百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。

#### ① 材料事業

当社相模事業所における新研究開発棟および関連施設、TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. (米国) における高純度化学薬品関連施設、TOK尖端材料株式会社(韓国)におけるフォトレジスト製造設備増強等の投資を中心に、54億74百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末現在継続中の主要な設備投資は、当社相模事業所における新研究開発棟 および関連施設等であります。

#### ② 装置事業

当社湘南事業所における最先端製品用の研究開発投資を中心に、1億22百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 全社(共通)

情報システム関連機器等を中心に、14百万円の設備投資を実施いたしました。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の活動を未来起点で考え、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」をスタートさせました。「豊かな未来、社会の期待に化学で応える"The e-Material Global Company"」を経営ビジョンとして掲げ、通信革命等によってもたらされる新たな価値創造を支えるべく、電子材料分野の深耕と開拓に一層邁進するとともに、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術や高純度化技術を活用した新領域の創出に挑戦してまいります。長期ビジョンの実現を目指すための具体的なマイルストーンであります「tok中期計画2021」は、次の4つの全社戦略を掲げて、目標達成に向けて取り組んでおります。

- ① 顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする
- ② マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結び付ける
- ③ 自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する
- ④ tok経営基盤を強化する

変化が著しいエレクトロニクス市場において、顧客の要望を的確に捉え、迅速に対応するべく、引き続き販売・生産・研究開発機能の三位一体を充実させてまいります。次に、当社グループをあげて推進している顧客密着戦略において、引き続きグローバルベースで顧客満足に徹したサポートならびに研究開発に迅速かつ着実に取り組むとともに、徹底的なマーケティングにより、顧客の新たな価値創造につながるソリューションを提供してまいります。また、主力のフォトレジストだけでなく、フォトレジスト付属薬品等につきましても、サプライチェーン体制をより強固なものとし、当社グループのさらなるビジネス拡大へ繋げてまいります。

加えて、成功するまで挑戦を続ける人材こそが、今後も当社グループが最先端分野での価値創造に 貢献していくための原動力であると捉えており、引き続き人材基盤強化のための人事制度改革や従業 員向けの研修体制拡充等の積極的な諸施策を実施してまいります。

さらに、新たに策定したCSR方針(人権、倫理・腐敗防止、環境、労働安全衛生、CSR調達に関する方針)の下、全ての役職員が法令、定款、社内規程等を遵守するコンプライアンス体制を確立するなど、持続可能な社会の実現に向けて一層貢献してまいります。あわせて、長期的な経営資源のあり方やキャッシュ創出力の最大化を追求するバランスシートマネジメントの推進や、デジタルトランスフォーメーション等のグローバルな変化を柔軟に取り入れていくことで、当社グループ経営基盤の強化を図ってまいります。

当社グループは、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」という経営理念の下、他社が手掛けないニッチな領域での高付加価値製品の創出を通じた社会への貢献と企業価値の向上に向け取り組んでまいります。

現在、世界各国が新型コロナウイルス感染症の脅威に直面しており、未だ収束は見通せておりません。このような状況の下、当社グループ全体で感染症拡大防止に取り組んでおり、引き続き従業員の健康・安全と安定的な生産・販売体制維持の両立に努め、顧客への供給責任と社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

#### (ご参考)

「TOK Vision 2030」の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.tok.co.jp/content/download/5908/90665/file/200807\_2.pdf) に掲載しております。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

	区		分	第 88 期 自 2017年 4 月 1 日 至 2017年12月31日	第 89 期 自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日	第 90 期 自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日	第 91 期 (当連結会計年度) 自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日
売	上		高(百万円)	92,411	105,277	102,820	117,585
営	業	利	益(百万円)	9,194	10,505	9,546	15,589
経	常	利	益(百万円)	9,720	10,734	9,707	16,129
親分する	会社株主 る 当 期	主に帰純利	属 (百万円)	6,007	6,875	5,410	9,926
1 1	株当た	: り 当	前 純 利 益	138円31銭	164円92銭	130円02銭	239円42銭
純	資		産(百万円)	153,517	150,857	151,733	159,994
総	資		産(百万円)	178,681	182,957	186,486	201,185

- (注) 1. 第88期につきましては、決算期変更により当社および 3 月決算であった子会社は、2017年 4 月 1 日から2017年12月31日までの 9 カ月間を連結対象期間としております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第90 期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

# (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年12月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト等の製造および 販売ならびにフォトレジスト付 属薬品の開発、製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万 台 湾 ド ル	70%	フォトレジスト等の製造および 販売ならびにフォトレジスト付 属薬品の開発、製造および販売
長春應化(常熟)有限公司	6,041万中 国 元	51%	フォトレジスト付属薬品の製造 および販売
TOK尖端材料株式会社	900億 韓国ウォン	90%	フォトレジストの開発、製造およ び販売ならびにフォトレジスト 付属薬品の販売

#### (7) 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

#### 材料事業

部	門	主	要	製	品	主	な	用	途
エレクトロコ機 能 材	ニクス ナ 料	フォ被 膜	ト レ 形 成	/ ジ 用 塗	ス 布 液	半導体・ディ	スプレイ	・電子部品製	製造用
高純度化学	薬 品	カ無有	トレジス 機 化 機 化	公 学	属薬品品品	半導体・ディ 化粧品用およ	スプレイ び化学品	・電子部品勢	<b>製造用、</b>

#### ② 装置事業

部	門	主	要	製	品	主	な	用	途
プロセス	機器	貼り薬デ	・ 分 ・ 分 自 動 イ アッ	離開発シング	装 材 装 が 装 ぎ 置	半導体・ディ	スプレイ	製造用	

# (8) 主要な営業所および工場 (2020年12月31日現在)

① 当 社

名		称	所 在	地	名称	所 在 地
本		社	神奈川県川崎	奇 市	熊 谷 工 場	埼玉県熊谷市
相	模 事	業所	神奈川県高層	区郡	御 殿 場 工 場	静岡県御殿場市
湘	南事	業所	神奈川県高層	臣郡	阿 蘇 工 場	熊本県阿蘇市
郡	Щ :	工 場	福島県郡山	市	流通センター	神奈川県海老名市
宇	都宮	工場	栃木県宇都宮	言市		

# ② 子会社

(イ) 国 内

		名			称			所	在	地
熊	谷	応	化	株	式	会	社	埼玉	県 熊	谷 市
テ	ィーオ	- ケ -	エン	ジニア	リン	グ株式会	社	神奈	川県川	崎 市
オ	ーカ	サ	_	ビス	株	式 会	社	神奈	川県川	崎市

# (口) 海 外

			名				形	尓				所	;	在	地
ТС	КҮ	0 0	НКА	K (	O G Y	0 1	A M	ΕR	ΙCΑ,	ΙN	1 C .	米			国
台	湾	東	應	化	股	份	ì	有	限	公	司	台			湾
長	春	應	化	(	常	熟	)	有	限	公	司	中			国
Тс	k y	o O	hka	a K	o g	у о	Е	uro	ре	В.	V .	オ	ラ	ン	ダ
Т	0	K	尖	端	材	料		株	式	会	社	韓			国

#### (9) 使用人の状況(2020年12月31日現在)

#### ① 当社グループの使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
材料事業	1,525 <sup>名</sup>	23名増
装 置 事 業	82	9名減
全社 (共通)	143	10名増
合 計	1,750	24名増

<sup>(</sup>注)使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者(13名)および嘱託者(95名)を含めておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,244 名	13名増	42.9 歳	19.9 年

<sup>(</sup>注)使用人数には、当社から当社外への出向者(97名)および嘱託者(94名)を含めず、当社外から当社への出向者(3名)を含めております。

## (10) 主要な借入先の状況(2020年12月31日現在)

	借				入 先							借	入	額	
株	式	会	社	Ξ	Ξ 🧵	变	U	F	J	銀	行			6,562	百万円
株	Ī	ţ.	会		社	横		浜	:	銀	行	2,200			
明	治	安	田	生	命	保	険	相	互	会	社	2,200			

### 2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 197,000,000株

(2) 発行済株式の総数 45,100,000株 (自己株式3,339,618株を含む)

(3) 株主数 7,620名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名		持	株	数	持	株	比	率
株式会社日本	カストディ銀行	(信託口)			3,10	8 千株			7.44	%
日本マー信託銀行	ス タ ー ト 株 式 会 社 (	ラ ス信 託 口	) )		3,06	52			7.33	
明治安田	生 命 保 険 相	1 互 会 社	生		1,82	26			4.37	
MLPFS C	USTODY AC	CCOUN	Т		1,45	59			3.50	
株式会社	比 三 菱 U F	' J 銀 彳	宁		1,20	)7			2.89	
株 式 会	社 横 浜	銀行	亍		1,02	26			2.46	
公益財団法人	東京応化科学技	術振興財団	4		98	34			2.36	
三菱UFJ	信託銀行材	朱式会社	生		95	53			2.28	
三菱UFJ	キャピタル	株式会社	生		86	60			2.06	
東京海上日	動火災保険	株式会社	生		85	57			2.05	

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,339千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
  - 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数 (41,760,382株) を基準に算出しております。

# (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「信託型従業員持株プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、5年間にわたり、「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより従持信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

保有者	名 称 (発行年月日)	保有者数	保有数	目的となる 株式の種類 お よ び 数	1株当たり の行使価額	権利行使期間
	第2回新株予約権 (2014年8月5日)	名 4	個 132	当社普通株式 13,200株	円 1	2014年8月6日から2044年8月5日まで
	第3回新株予約権 (2015年8月4日)	6	108	当社普通株式 10,800株	1	2015年8月5日から2045年8月4日まで
取締役(社外取締	第4回新株予約権 (2016年8月4日)	6	169	当社普通株式 16,900株	1	2016年8月5日から2046年8月4日まで
役を除く)	第5回新株予約権 (2017年8月4日)	6	93	当社普通株式 9,300株	1	2017年8月5日から2047年8月4日まで
	第6回新株予約権 (2018年5月16日)	6	124	当社普通株式 12,400株	1	2018年 5 月17日から 2048年 5 月16日まで
	第7回新株予約権 (2019年5月16日)	6	210	当社普通株式 21,000株	1	2019年 5 月17日から 2049年 5 月16日まで
	第2回新株予約権 (2014年8月5日)	1	16	当社普通株式 1,600株	1	2014年8月6日から2044年8月5日まで
	第3回新株予約権 (2015年8月4日)	1	13	当社普通株式 1,300株	1	2015年8月5日から2045年8月4日まで
監査役	第4回新株予約権 (2016年8月4日)	1	21	当社普通株式 2,100株	1	2016年8月5日から2046年8月4日まで
	第5回新株予約権 (2017年8月4日)	1	10	当社普通株式 1,000株	1	2017年8月5日から2047年8月4日まで
	第6回新株予約権 (2018年5月16日)	1	13	当社普通株式 1,300株	1	2018年 5 月17日から 2048年 5 月16日まで
	第7回新株予約権 (2019年5月16日)	1	17	当社普通株式 1,700株	1	2019年 5 月17日から 2049年 5 月16日まで

- (注) 1. 取締役保有分には、執行役員分として交付した新株予約権を含めております。
  - 2. 監査役保有分は、監査役就任前に取締役分および執行役員分として交付した新株予約権であります。

# (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

# (1) 取締役および監査役の氏名等(2020年12月31日現在)

地	1	位	氏 名		名	担	当	重要な兼職の状況	
代 表取 締	取締 会	役長	阿尔	八津	郁	夫			
代 表取 締	取締役社	役長	種	市	順	昭	執行役員	員社長	
取	締	役	佐	藤	晴	俊	専務執行開発本	行役員 部長	
取	締	役	柴	村	洋	_	専 務 執 征 経理財務	行役員 本部長	
取	締	役	水	木	國	雄	常務執行総務本	行役員 部長	
取	締	役	村	上	裕	_	執 行 材料事業	役 員本部長	TOK尖端材料株式会社 代表理事社長
取	締	役	栗	本	弘	嗣			
取	締	役	関	П	典	子			関口典子公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 ちふれホールディングス株式会社 執行役員
取	締	役	_	柳	和	夫			帝国通信工業株式会社 取締役相談役 帝通エンヂニヤリング株式会社 代表取締役会長
常勤	監査	役	徳	竹	信	生			
監	査	役	深	田	_	政			
監	査	役	高	橋	浩-	一郎			
監	査	役	竹	内	伸	行			三菱UFJ不動産販売株式会社 顧問

#### (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 2020年3月27日開催の第90回定時株主総会において、柴村洋一、村上裕一および一柳和夫の各氏 は取締役に、徳竹信生氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。また、徳竹信生氏は、同日開催の監査役会の決議により常勤監査役に選定され就任いたしました。
- (2) 2020年3月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、取締役徳竹信生、取締役山田敬一、 常勤監査役藤下 一の各氏は、任期満了により退任いたしました。
- (3) 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏	名	変更前		変更後		変更年月日
徳竹	信生	取 締 役 (台湾東應化股份有限公司) 董 事)	取 (	締ー	役	2020年3月9日
水木	國 雄	取 締 役 (オーカサービス株式会社) (代表取締役取締役社長)	取 (	締ー	役	2020年3月12日
徳竹	信生	取 締 役 (TOKYO OHKA KOGYO) (AMERICA, INC.) 取 締 役)	取 (	締 _	役	2020年3月16日
高橋	浩一郎	監     查     役       (株式会社明治安田)     (総 合 研 究 所)       監     查 役	監 (	查 –	役	2020年3月31日
竹内	伸行	監     査     役       (丸全昭和運輸株式会社)     監     役       (監     査     役       (社外監査役)	監	查 -	役	2020年6月26日

- 2. 取締役栗本弘嗣、取締役関口典子および取締役一柳和夫の各氏は、社外取締役であります。
- 3. 監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏は、社外監査役であります。
- 4. 当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、取締役一柳和夫、監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5. 取締役一柳和夫氏は、2021年1月19日付で帝国通信工業株式会社の取締役相談役および帝通エンヂニヤリング株式会社の代表取締役会長を退任いたしました。

#### (ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

専	簩執	行役	員	(台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理)	入	野	浩	_
常	簩執	行役	員	(営業本部長)	土	井	宏	介
執	行	役	員	(プロセス機器事業本部長)	本	][[		司
執	行	役	員	(営業本部副本部長)	渡	邊	直	樹
執	行	役	員	(TOK尖端材料株式会社 代表理事副社長)	金		基	泰
執	行	役	員	(新事業開発本部長)	鳴	海	裕	介
執	行	役	員	(経営企画本部長)	Щ	本	浩	貴

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、取締役一柳和夫、常勤監査役徳竹信生、監査役深田一政、 監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であり ます。

#### (3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、取締役および監査役が受ける報酬等の基本方針を以下のとおり定めております。

#### 【取締役(社外取締役を除く。)が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

当社は、当社取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しており、今後の経営環境の見通しや我が国におけるコーポレートガバナンスに関する考え方等を勘案し、当社のあるべき報酬制度についての審議を経て、当社取締役会にて当社取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)の報酬方針を以下のとおり定めております。

#### (報酬の基本原則)

- 当社の持続的価値創造を支えることを目的とする
  - ・ 持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることのできる報酬構成・報酬 水準とする
  - ・ 財務業績による定量的な評価と中長期戦略を踏まえた課題に対する取組みの評価を年次賞与 に公正・公平に反映することで、毎事業年度の結果責任を明確化する
  - ・ 中長期的会社業績と連動する長期インセンティブを継続的に付与することにより、持続的な 企業価値創造を図る
  - ・ 在任中の長期的な株式保有を促進し、株主との利害共有を図る

- 報酬の決定における客観性と透明性を確保する
  - ・ 報酬の決定方針および個人別の支給額については、社外取締役を主要な構成員とする指名報 酬諮問委員会で審議して決定する
  - ・ 外部の報酬アドバイザーを起用のうえ、足元の世論および外部の客観的なデータに基づく同 規模企業群との比較等の検証も踏まえ、当社の事業特性等を考慮した適切な報酬水準を設定 する
  - ・ 株主をはじめとしたステークホルダーが報酬と企業価値の関係をモニタリングするために必要な情報を積極的に開示する

#### (報酬体系)

対象取締役の報酬体系は、定額報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」とで構成されており、業績連動報酬は、毎事業年度の全社業績に連動する「年次賞与」、持続的な企業価値創造に連動する「業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)」ならびに株式の継続保有を通じて株主の皆様と継続的に価値を共有することを目的とした「譲渡制限付株式報酬制度」で構成されております。各報酬要素の概要は図表1のとおりであります。

#### 〈図表1:各報酬要素の概要〉

報酬の種類	目的・概要
基本報酬	役位に応じて設定する固定現金報酬
年次賞与	事業年度ごとの着実な目標達成を評価するための業績連動現金報酬 <ul><li>毎事業年度の結果責任を明確にするため、経営上の重要指標である連結営業利益率、連結売上高の事業年度ごとの各目標達成度等に応じて、標準額の0~200%の範囲内で支給率を決定</li><li>上記で決定された支給率に対し、指名報酬諮問委員会または取締役社長による裁量評価の結果に応じて、0.95、1.00、1.05のいずれかの係数を乗じる場合がある</li><li>各事業年度の終了後に一括して支給</li></ul>

報酬の種類	目的・概要
業績連動型株式報酬制度 (パフォーマンス・シェア・ ユニット)	企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるための業績連動株式報酬 ・ 業績評価期間中の業績等の数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により算定した標準額の0~200%の範囲内の割合(以下、「支給割合」といいます。)で交付する株式数を決定 ・ 各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定(※1) ・ 交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し(ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものといたします。)、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭(納税目的金銭)の額を算定 ① 各対象取締役に交付する当社株式の数基準株式ユニット数(※2)×支給割合×50% ② 各対象取締役に支給する金銭の額(基準株式ユニット数×支給割合 - 上記①で算定した当社株式の数)×交付時株価 ・ 業績評価期間の終了後に一括して株式交付
譲渡制限付株式報酬制度	長期的な株式保有を促進することで株主との一層の利益共有を図るための株式報酬 ・ 毎事業年度において各対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定した数の譲渡制限付株式を交付 ・ 譲渡制限期間の満了または、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が予め定める地位のいずれからも退任または退職した場合等の条件を満たすことにより、譲渡制限を解除

- (※1) 業績連動型株式報酬制度について、当初の業績評価期間は、2020年12月31日に終了する事業年度から2021年12月31日に終了する事業年度までの2事業年度とし、当初の業績評価期間においては、持続的な企業価値創造を図るため、中期計画上の戦略指標であるROEの目標値を使用いたします。
- (※2) 各対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定いたします。

#### (基本報酬と業績連動報酬の支給割合)

各報酬要素の構成割合は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることを目的として、定額報酬としての基本報酬と業績連動報酬との比率が概ね55:45となるよう設定しており、基本報酬:年次賞与(標準額):業績連動型株式報酬(標準額):譲渡制限付株式報酬(標準額)=1(55%):0.27(15%):0.18(10%):0.36(20%)を目安としております。報酬構成は図表2のとおりであります。

〈図表2:報酬構成〉



- 基本報酬
- ② 年次賞与 (標準額)
- ③ 業績連動型株式報酬(標準額)
- ④ 譲渡制限付株式報酬(標準額)

#### (報酬水準)

対象取締役の報酬水準は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を実現する優秀な人材を健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部の報酬アドバイザーが運営する役員報酬調査データ等を活用して、当社の事業特性等を考慮した比較対象企業群を選定のうえベンチマークを行い、役位に応じて適切に設定しております。

#### (報酬決定プロセス)

対象取締役の報酬等は、決定における客観性と透明性を確保するため、指名報酬諮問委員会が各報酬の標準額(以下、「報酬テーブル」といいます。)および対象取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役社長へ一任しております。

#### 【社外取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬のみとしており、同規模企業群との比較等の結果を参考に決定しております。

社外取締役の報酬額は、指名報酬諮問委員会が社外取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当 社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に社外取締役の個人別の報酬額の決定を一任す ることについて審議および決議を行い、社外取締役の個人別の報酬額の決定を、株主総会において 承認された報酬枠の範囲内で取締役社長に一任しております。

#### 【監査役が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、監査役の報酬は基本報酬のみとし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定し、これを支給することとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役および監査役の報酬等に関して、株主総会において以下のとおり決議いたしております。

#### (2020年3月27日開催の第90回定時株主総会)

- ・ 当社取締役に支給する金銭報酬について、基本報酬、業績連動賞与それぞれについて個別の総額の上限を設定することとし、基本報酬を年額4億50百万円以内(うち、社外取締役分は年額50百万円以内)、業績連動賞与を年額2億20百万円以内とすることを決議いたしております。なお、上記の報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与を含むものといたします。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)であります。
- ・ 対象取締役に対して、株式報酬型ストックオプション報酬制度に代え、上記の金銭報酬枠とは別枠で、新たに「業績連動型株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭の総額を1事業年度当たり58,000株に交付時株価を乗じた額以内として設定するとともに、「譲渡制限付株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億50百万円以内とすることを決議いたしております。なお、上記の各報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含むものといたします。これに伴い、株式報酬型ストックオプションを既に付与済みのものを除いて廃止し、以後取締役の報酬としてのストックオプションを新たに発行しないこととしております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

(2008年6月26日開催の第78回定時株主総会)

- ・ 当社監査役の報酬額を年額72百万円以内とすることを決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)であります。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、対象取締役の報酬等について、指名報酬諮問委員会が報酬テーブルおよび対象 取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に 報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を 行い、報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を取締役社長へ一任しております。

また、社外取締役の報酬額について、指名報酬諮問委員会が社外取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に社外取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、社外取締役の個人別の報酬額の決定を取締役社長に一任しております。

#### ④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

(単位 百万円)

役員区分	報酬等	基本	報酬	年 次	賞与	業績選株 式	車動型 報酬	譲渡制株 式	削限付報 酬	ストオプミ	ッ ク /ョン
	の総額	対 象 役員数	総額	対 象 役員数	総額	対 象 役員数	総額	対 象 役員数	総額	対 象 役員数	総額
取締役	551	11名	302	6名	128	6名	37	6名	69	6名	13
監査役	51	5名	51	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	603	16名	354	6名	128	6名	37	6名	69	6名	13

- (注) 1. 上記の対象役員数、総額には、当事業年度中に退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。 当事業年度末の対象役員数は、取締役9名(社外取締役3名)、監査役4名(社外監査役3名)であります。
  - 2. 取締役の各報酬の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬が含まれております。
  - 3. 取締役の基本報酬の対象役員数および総額には、社外取締役を含めております。
  - 4. 監査役の基本報酬の対象役員数および総額には、社外監査役を含めております。
  - 5. 上記の年次賞与の総額には、当事業年度の役員賞与引当金繰入額を記載しております。
  - 6. 上記の業績連動型株式報酬、譲渡制限付株式報酬およびストックオプションの総額には、当事業年度 における費用計上額を記載しております。
  - 7. 2020年3月27日開催の第90回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを既に付与済みのものを除いて廃止し、以後取締役の報酬としてのストックオプションを新たに発行しないことを決議いたしております。
  - 8. 上記の報酬等の総額のうち、社外取締役3名および社外監査役3名の報酬等の総額は56百万円であります。

# (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区		分	氏	名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当 社 と の 関 係
取	締	役	関口	典 子	関口典子公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 ちふれホールディングス株式会社 執行役員	特別の関係はありません。
取	締	役	一柳	和夫	帝国通信工業株式会社 取締役相談役 帝通エンヂニヤリング株式会社 代表取締役会長	特別の関係はありません。
監	査	役	竹内	伸行	三菱UFJ不動産販売株式会社 顧問	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区		分	氏 名	主な活動状況
取	締	役	栗本弘嗣	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率 100%)に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
取	締	役	関口典子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回(出席率 93%)に出席し、主に公 認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実 務経験をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
取	締	役	一柳和夫	2020年3月27日就任以降開催の取締役会11回の全て(出席率 100%)に出席 し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議 案の審議に必要な発言を行いました。
監	査	役	深田一政	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率 100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率 100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監	査	役	高橋 浩一郎	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率 100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率 100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監	査	役	竹内伸行	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率 100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率 100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

# 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	支 :	払	額
① 当事業年	E度に係る会計監査人としての報酬等の額	5	58	百万円
② 当社お。 利益の台	はび当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 計額	$\epsilon$	50	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく 監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引 法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 3. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査の適正性および職務執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

# 【取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 当社グループは、行動規範としてのCSR方針(人権、倫理・腐敗防止、環境、労働安全衛生、CSR調達に関する方針)を制定し、当社グループ役職員に当該方針内容の周知徹底を行うとともに、当該方針の下、全ての役職員が法令、定款、社内規程等を遵守するコンプライアンス体制を確立する。
- ② 当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の法令・CSR方針・社内規程違反等への対応を図る。
- ③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。
- ④ 当社グループは、法令・CSR方針・社内規程違反等の事実の早期発見・解決を図るため、役職 員等が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な 扱いを受けることのない体制を構築する。
- ⑤ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ⑥ 当社グループにおけるCSR方針に基づき、環境保全・安全衛生に配慮した事業活動を推進する。
- ⑦ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。
- ⑧ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。
- ⑨ 当社の内部監査部門は子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その 結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内 部統制に関する助言・指導を行う。

#### 【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役はこれらの情報に係る文書または電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。)を常時閲覧できるものとする。
- ③ 総務本部長を委員長とする情報管理委員会を設置し、当社グループにおける有用な情報資産の保護および管理を行い、かつ適切な情報資産の共有を図る。

#### 【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 当社の取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業継続計画の 策定を行い、全役職員へ周知・徹底するとともに、平時における危機(リスク)の事前予知、予 防措置・未然防止策の確立および緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。また、海外子会社 に対しては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。
- ② 当社が保有する金融資産の保全および効率的な運営を行い、財務リスクから当社の資産・負債と利益の効率的かつ機動的な保全を図るとともに、子会社に対し、内在する財務リスクの軽減策等の指導を行う。

# 【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 当社グループの中期計画を策定し、グループ全体の重点経営目標および予算等を事業年度毎に 定めるとともに、定期的にグループの経営方針等を共有する体制を構築する。
- ② 当社の経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ③ 当社の取締役会における意思決定の効率的な執行を担保するため、「取締役会規程」等に基づき、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努める。
- ④ 当社の取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。
- ⑤ グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ⑥ 当社に子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

# 【当社グループにおける業務の適正を確保するための体制】

当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関しては、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとする。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】 監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

【監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の 確保に関する事項】

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査 役の指揮命令に従う体制を構築する。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

- ① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。
  - (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項
  - (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等
  - (ハ) 重要な意思決定に係る文書等
  - (二) 内部監査部門が実施した内部監査の結果
- ② 当社グループは、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

## 【監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役の職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

## 【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 内部監査部門および会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うなど相互に連携を図る。
- ③ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

# 【コンプライアンス体制】

- ① 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、その活動内容の概要を 取締役会に報告いたしました。
- ② 国内拠点および海外子会社においてコンプライアンス教育を実施するなど、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ③ 当社グループにおける「EHS (環境・労働安全衛生)管理方針」に基づき、レスポンシブル・ケアや環境・労働安全衛生に配慮した事業活動を推進しました。

## 【情報の保存および管理体制】

- ① 「情報管理規程」に基づき、情報管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。
- ② 「文書整理保存規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を種類毎に保存期間を定め、適切に保存・管理しております。
- ③ 当社グループにおける有用な情報資産の保護、管理等のための社内教育に加えて、役職員向けに標的型攻撃メールへの耐性訓練を実施するなど、強固な情報管理体制の維持に努めました。

# 【リスクマネジメント体制】

- ① 「リスク管理規程」に基づき、TOKグループリスク管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。また、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染症拡大防止に努めました。
- ② 事業継続計画および国内・海外の初期行動基準の定期見直しを実施いたしました。
- ③ 「財務リスク管理規程」に基づき、取締役会において当社グループ内での財務リスク状況の報告を行うとともに、年次の対応方針を付議し、決定いたしました。

#### 【効率的な職務執行体制】

- ① 「tok中期計画2021」の進捗管理を定期的に行い、取締役会に報告いたしました。
- ② 取締役会(当事業年度中に計15回(書面決議1回を含む))、執行役員会(当事業年度中に計14回(書面決議2回を含む))において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行いました。
- ③ 当社グループ内でのグループ共通の課題に対する審議や情報共有を目的に、各種会議を定期的 に開催し連携を図っております。

## 【業務執行の報告およびその他のグループ内部統制体制】

- ① 「子会社管理規程」に基づき、子会社から月次業務報告書の提出を受けております。加えて、海外子会社から当社取締役会等において年次報告を受けております。
- ② 当社と子会社との一体性を確保し、当社グループの企業価値向上とリスクの低減を図ることを目的とした「TOKグループGMS(グループマネジメントシステム)規程」に基づき、GMS委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役会に報告いたしました。
- ③ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、内部統制評価を年1回実施し、内部統制委員会に報告するとともに、その概要を取締役会に報告いたしました。

# 【監査役関連体制】

- ① 監査役は、取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の 閲覧および当社グループの国内外拠点における往査等を通じて、取締役の職務執行に対する監査 を行っております。
- ② 監査役は、取締役社長に対して定期的なヒアリングを行うほか、内部監査部門および会計監査 人と定期的に情報・意見の交換を行うなど、連携して監査の実効性と効率性を高めております。
- ③ 監査役は、社外取締役との定期的な会合を開催することとし、社外取締役との情報・意見の交換に努めております。
- ④ 監査役の職務を補助すべき兼任の使用人を1名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制 を確保しております。

#### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行いまたは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべき か否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間 を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまたは行おうとする者と交渉を行うことなど を可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損 すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

# ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

# (イ) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、1940年の設立以来、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

#### (ロ) 企業価値向上のための取組み

当社は、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」を策定し、新たに掲げた「豊かな未来、社会の期待に化学で応える"The e-Material Global Company"」という経営ビジョンの実現を目指してスタートするとともに、「tok中期計画2021」で掲げた4つの全社戦略(「顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする」、「マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結びつける」、「自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する」、「tok経営基盤を強化する」)を引き続き遂行することにより、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

### (ハ) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を3名選任しております(社外取締役が全取締役(9名)の3分の1を占めております。)。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬で構成しております(社外取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしております。)。さらに、取締役等の指名・解任・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会を設置しております。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

# (二) 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE (連結純資産配当率) 3.5%を目処とした配当を実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、 品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業 展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「買収防衛策」といいます。)を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行いまたは行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合(ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合を除く。)には株主意思確認手続を経るなど、取締役会の恣意的な判断を排除するための仕組みを設けております。

- ④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由
  - (イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、2018年3月29日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第88回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

加えて、大規模買付者により買収防衛策に規定する手続きが遵守されているにもかかわらず、 特別委員会が、当社株式等の大規模な買付行為が買収防衛策に定める所定の要件のいずれかに 該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会 は、株主意思確認手続を実施し、買収防衛策に定める対抗措置の発動または不発動について、 株主の皆様のご意思を直接確認したうえで、かかる株主意思確認手続の結果に従って、対抗措 置の発動または不発動の決議を行うこととしております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと 当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等 に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を 確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を 行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者 の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を 最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、 買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主 の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛 策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間 を要する買収防衛策)でもありません。

## (ご参考)

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、2021年3月30日開催予定の第91回定時株主総会の終結の時をもって満了する買収防衛策について、これを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、買収防衛策の有効期間満了後も引き続き当社の株主共同の利益および企業価値の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大規模買付行為を行いまたは行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間および情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科目	金	額	科目	金	額
(資産の部)			(負債の部)		
Ⅰ流 動 資 産			I流 動 負 債		
1現金及び預金		47,822	1支払手形及び買掛金		13,745
2受取手形及び売掛金		26,302	2未 払 金		3,384
3有 価 証 券		2,999	3未払法人税等		2,219
4商品及び製品		6,943	4前 受 金		14
5仕 掛 品		4,197	5賞 与 引 当 金		2,374
6原材料及び貯蔵品		6,517	6役員賞与引当金		273
7その他		2,255	7製品保証引当金		10
貸 倒 引 当 金		△96	8そ の 他		3,170
流動資産合計		96,943	流動負債合計		25,193
Ⅱ固 定 資 産			Ⅱ固定負債		23,173
1 有 形 固 定 資 産 (1)建物及び構築物	71.001		1長期借入金		10,962
減価償却累計額	71,891 △43,227	28,664	2繰延税金負債		2,046
(2)機械装置及び運搬具	47,482	20,004	3退職給付に係る負債		484
減価償却累計額	$\triangle 39,458$	8,023	4資産除去債務		81
(3)工具、器具及び備品	21,757	0,023	5そ の 他		2,423
減価償却累計額	△18,906	2,850	固定負債合計		15,997
(4)使 用 権 資 産	553	2,000	負 債 合 計		41,191
減価償却累計額	△134	419	(純資産の部)		, _ , _
(5)土 地		8,589	I株 主 資 本		
(6)建 設 仮 勘 定		4,566	1資 本 金		14,640
有形固定資産合計		53,112	2資 本 剰 余 金		15,207
2無形固定資産		620	3利 益 剰 余 金		125,795
3投資その他の資産			4自 己 株 式		△14,477
(1)投資有価証券		17,612	株主資本合計		141,166
(2)出 資 金		100	Ⅱその他の包括利益累計額		111,100
(3)長期貸付金		10	1 その他有価証券評価差額金		7,669
(4)退職給付に係る資産		3,683	2為替換算調整勘定		2,606
(5)繰延税金資産(6)長期預金		346	3 退職給付に係る調整累計額		113
(6)長 期 頂 金 (7)そ の 他		28,000 770	その他の包括利益累計額合計		10,389
質倒引当金		770 △13	Ⅲ新 株 予 約 権		304
投資その他の資産合計		50,510			8,133
固定資産合計		104,242	純資産合計		159,994
資産合計		201,185	負債純資産合計		201,185
	<u> </u>	201,103	只 只 凡 只 庄 口 山		201,103

# 連結損益計算書 (2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

	科	III	金	額
I	売 上	高		117,585
$\Pi$	売 上	原   価		76,372
	売 上 総	利 益		41,212
Ш	販売費及び一	般管理費		25,623
	営業	利 益		15,589
IV	営 業 外	収 益		
1	受取	利 息	96	
2	受 取 配	当 金	377	
3	為替	差 益	27	
4	その	他	387	888
V	営 業 外	費用		
1	支 払	利 息	60	
2	デリバティ	ブ 評 価 損	52	
3	租税	公 課	187	
4	その	他	47	348
	経常	利益		16,129
VI	特別	利益		
1	固 定 資 産	売 却 益	150	
2	その	他	2	153
VII	特別	損 失		
1	減 損	損   失	605	
2	固 定 資 産	除却損	58	
3	投 資 有 価 証	券 評 価 損	269	933
	税金等調整前	当期純利益		15,349
	法人税、住民税及	及び事業税	3,123	
		調整額	225	3,349
	当 期 純	利 益		12,000
	非支配株主に帰属			2,073
	親会社株主に帰属	する当期純利益		9,926

# **連結株主資本等変動計算書** (2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

				,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		株	主	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日期首残高	14,640	15,207	120,908	△14,969	135,787
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△5,007		△5,007
親会社株主に帰属する当期純利益			9,926		9,926
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△32	494	462
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	4,887	491	5,378
2020年12月31日期末残高	14,640	15,207	125,795	△14,477	141,166

	その1	他の包括	舌利 益 累				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新 株 予約権	非支配株主 持分	純 資 産合 計
2020年1月1日期首残高	5,695	2,866	145	8,707	379	6,858	151,733
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△5,007
親会社株主に帰属する当期純利益							9,926
自己株式の取得							△2
自己株式の処分					△96		365
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,973	△259	△31	1,682	22	1,274	2,978
連結会計年度中の変動額合計	1,973	△259	△31	1,682	△74	1,274	8,260
2020年12月31日期末残高	7,669	2,606	113	10,389	304	8,133	159,994

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

1/1		der:	T\1 →	(里	
科目	金	額	科   目     (負債の部)	金	額
(資産の部)	ŀ		(負債の部)		
I流 動 資 産	ľ		I流 動 負 債		
1現 金 及 び 預 金		24,090	1電子記録債務		636
2受取手形	ľ	1,527	2		6,446
1現金及び預金 2受取手形 3売掛金	ľ	21,935	3 未 払 金		2,211
	ľ	21,933	4未 払 費 用		1,457
4有 価 証 券 5商 品 及 び 製 品		2,999	4未 払 費 用等金 5未 払 法 人 金 6前 受 9		1,147
5商品及び製品		2,904	6前 受 金		9
6仕掛品	ľ	1,772	6前 受 金 7預 り 金		583
7原材料及び貯蔵品		5,413	8賞与引当金		2,160
8前 払 費 用		416	9役員賞与引当金		2,100
9そ の 他	ľ	5,272	9役員賞与引当金10製品保証引当金		
貸倒引当金		△115	9		10
流動資産合計	ŀ	66,216	11設備関係未払金		1,344
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		00,210	12そ の 他		400
			第 第 第 9 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 3		16,681
17岁四足貝座		16 274			10010
(1)建 物		16,274	T 長 期 借 五 金 債 金 債 金 債 金 債 金 債 金 債 金 債 金 債 金 所 去 債 産 除 去 6 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の		10,962
(2)構 築 物		1,170	2繰延税金負債3退職給付引当金		959 298
(3)機 械 及 び 装 置		4,338	3退職給付引当金		298
(4)車 両 運 搬 具 (5)工具、器具及び備品		68 1,521	4資産除去債務		81
(5)工具、器具及び備品		1,521			158
(6)土 地		6,651	固定負債合計		12,460
(7)建 設 仮 勘 定		1,484	負 債 合 計		29,142
有形固定資産合計		31,510	(純 資 産 の 部)		
2無形固定資産		01,010	I 株 主 資 本		
(1)y 7 h d x 7		416	1資 本 金		14,640
(2)そ の 他		141	2資本 親 余 金 (1)資本 準 備 金		•
		557	(1)資 本 準 備 金		15,207
無形固定資産合計		557	資本剰余金合計		15,207
3投資その他の資産		17.66.	3利益剰余金		10,201
(1)投資有価証券(2)関係会社株式		17,604	3利 益 剰 余 金 (1)利 益 準 備 金		1,640
(2)関係会社株式		8,597	(2)その他利益剰余金		1,010
(3)出 資 金		100	固定資産圧縮積立金	430	
(4)関係会社出資金		400	別途積立金	74,253	
(5)従業員に対する長期貸付金		10	繰越利益剰余金	29,725	104,409
(6)関係会社長期貸付金		1,491	利益剰余金合計	42,143	104,409
(7)長期前払費用		351			△14,477
(8)前 払 年 金 費 用		3,544			121,420
(9)長 期 預 金		28,000	│ 株 主 資 本 合 計 │ │Ⅱ評価・換算差額等		121,420
			Ⅱ 評 価 ・ 揆 昇 左 領 寺   1 その他有価証券評価差額金		7660
(10)そ の 他		159			7,669
貸倒引当金		△7	評価・換算差額等合計		7,669
投資その他の資産合計		60,251	Ⅲ新 株 予 約 権		304
固定資産合計		92,319	純 資 産 合 計		129,394
資 産 合 計		158,536	負債純資産合計		158,536

# <u>損 益 計 算 書</u> (2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

TVI				(半四 日/月11)
科		I	金	額
I 売	上	高		71,796
Ⅱ 売	上原	価		43,288
売	上 総	利 益		28,508
Ⅲ 販売	費及び一般管	理 費		22,287
営	業	益		6,220
IV 営	業 外 収	益		
1 受	取  利	息	158	
2 受	取配	当 金	2,298	
3 為	替差	益	119	
4 ~	の	他	367	2,944
V 営	業 外 費	用		
1 支	払 利	息	48	
2 デ	リバティブ	評 価 損	86	
3 租	税 公	課	187	
4 そ	の	他	45	368
経	常	益		8,797
VI 特	別利	益		
1 固	定資産売	却 益	150	
2 そ	の	他	2	153
VII 特	別 損	失		
1 減	損 損	失	605	
2 固	定資産除	却 損	58	
1	資 有 価 証 券	評 価 損	269	933
税	引 前 当 期	純 利 益		8,016
法人	税、住民税及び	事業 税	1,425	
法	人 税 等 調	整額	37	1,463
当	期純	利 益		6,553

# 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

		株	主		資	本	
		資本乗	引余 金	利	益乗	余 余	金
	資本金	咨 木	資本剰余金	利		D他利益剰名	
	7772	資 本 準備金	合計	利 益準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
2020年1月1日期首残高	14,640	15,207	15,207	1,640	458	74,253	28,189
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△27		27
剰 余 金 の 配 当							△5,007
当 期 純 利 益							6,553
自己株式の取得							
自己株式の処分							△37
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	_	l		l	△27		1,536
2020年12月31日期末残高	14,640	15,207	15,207	1,640	430	74,253	29,725

	株	主 資	本	評価・換	算差額等		
	利益剰余金 利益剰余金 計	自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新 株 予約権	純 資 産合 計
2020年1月1日期首残高	104,541	△14,969	119,420	5,695	5,695	379	125,495
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	_		_				_
剰 余 金 の 配 当	△5,007		△5,007				△5,007
当 期 純 利 益	6,553		6,553				6,553
自己株式の取得		△2	△2				△2
自己株式の処分	△37	494	456			△96	359
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				1,973	1,973	22	1,995
事業年度中の変動額合計	1,508	491	2,000	1,973	1,973	△74	3,898
2020年12月31日期末残高	106,050	△14,477	121,420	7,669	7,669	304	129,394

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

宏

樹印

東京応化工業株式会社取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

公認会計士 北 方

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 増 田 洋 平 ⑩

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

東京応化工業株式会社取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士業務執行社員

北方宏樹印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 増 田 洋 平 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果 について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの 各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について 検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は 認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、か つ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

東京応化工業株式会社 監査役会 常勤監査役 徳 竹 信 生 印

監 査 役 深 田 一 政 🗊

監査役高橋浩一郎印監査役竹内伸行印

(注) 監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏は、会社法第2条第16号および第 335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

×	ŧ	

.....

×	ŧ	

.....

# 株主総会会場ご案内図

会 場 川崎市中原区中丸子150番地

当社本社 5階第一会議室

電話 (044)435-3000(代表)

下車駅 JR横須賀線・湘南新宿ライン・相鉄JR直通線 武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約5分

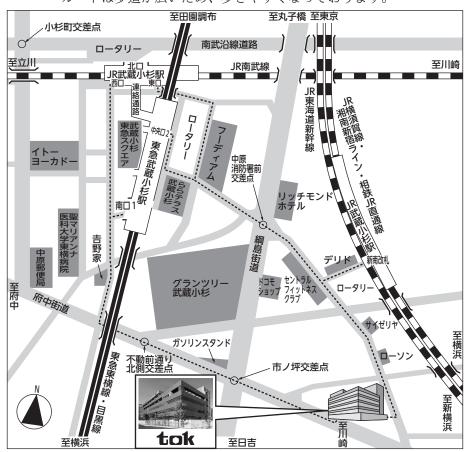
IR南武線

武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分

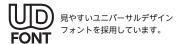
東急東横線・目黒線

武蔵小杉駅〈南口1〉徒歩約8分、〈中央口2〉徒歩約12分

※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅中央口2経由のルートは歩道が広いため、歩きやすくなっております。



本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観 点から、道案内スタッフの配置は行いません。



# 第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

上記の事項は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

# 東京応化工業株式会社

#### 連結注記表

#### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数……7社

連結子会社の名称……熊谷応化株式会社、ティーオーケーエンジニアリング株式会社、TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.、台湾東應化股份有限公司、長春應化(常熟)有限公司、Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.、TOK尖端材料株式会社

(2) 非連結子会社の名称……オーカサービス株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の会社等の名称 該当事項はありません。
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の会社等の名称

非連結子会社………オーカサービス株式会社

関連会社……九州溶剤株式会社

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ① 有価証券
      - (イ) 満期保有目的の債券 原価法によっております。
      - (ロ) その他有価証券
        - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)によっております。
        - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

- ② デリバティブ 時価法によっております。
- ③ たな卸資産
  - (イ) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、一部 (プロセス機器) の製品については個別法による原価法 (貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

(ロ) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に よっております。

ただし、一部 (プロセス機器) の原材料および仕掛品については個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産および使用権資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10年から50年、機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

② 無形固定資産 (リース資産および使用権資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理 費見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - ① 退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の計上基準

退職給付に係る負債および退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職 給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、 給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ② 消費税等の会計処理
  - 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ③ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「信託型従業員持株プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

#### (1) 取引の概要

本プランは、「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり、当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ると同時に、福利厚生の増進策として、当社持株会の拡充を通じて従業員の株式取得および保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度1,049百万円、251千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度

962百万円

#### (連結貸借対照表に関する注記)

期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形

84百万円

#### (連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位 百万円)

場所	用途	種 類	減損損失
神 奈川県高蘇郡市 場 張 谷市市 木 県 宇 都 宮市	材料事業の 事業用資産等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、工具、器具及び備品、 土地、建設仮勘定	487
神奈川県高座郡	装置事業の 事業用資産等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、工具、器具及び備品、 建設仮勘定	54
神奈川県高座郡	遊休資産	建物及び構築物、無形固定資産	63
	605		

当社グループは、収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産(稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含みます。)については、個々の物件ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度において、投資額の回収が困難であると見込まれる上記の資産については、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額605百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物154百万円、機械装置及び運搬具233百万円、工具、器具及び備品121百万円、土地94百万円、その他1百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価に基づき算定し、土地・建物以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.3%で割り引いて算定しております。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式

45.100.000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額 (百万円)	1 株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日定時株主総会	普通株式	2,501	60	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月6日取締役会	普通株式	2,505	60	2020年6月30日	2020年9月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2021年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額

3,925,475,908円

② 1株当たり配当額

94円

③ 基準日

2020年12月31日

④ 効力発生日

2021年3月31日

(注) 2021年3月30日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式に対する配当金23,669,200円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 101,300株

#### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経済環境および企業の実態に応じた適切な資本・負債構成を意識し、運転資金、設備投資資金等の必要資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「取引先管理規程」に従い、債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業の株式であり、 株式については定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し て保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金は支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利での借入を原則としております。その一部には「信託型従業員持株プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの変動金利による借入金が含まれており、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、その影響は限定的であります。

デリバティブ取引は実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2.をご参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 ( <b>*</b> 1)	差額
(1) 現金及び預金	47,822	47,822	_
(2) 受取手形及び売掛金	26,302	26,302	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,999	2,999	_
② その他有価証券	17,603	17,603	_
(4) 長期預金	28,000	28,001	1
(5) 支払手形及び買掛金	(13,745)	(13,745)	_
(6) 長期借入金	(10,962)	(11,034)	71
(7) デリバティブ取引 (*2)	(210)	(210)	_

- (\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

① 満期保有目的の債券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額によっております。

② その他有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得 原価との差額は次のとおりであります。

(単位 百万円)

	種	類	連結貸借対照表計 上 額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株	式	16,103	4,646	11,457
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株	式	1,500	1,998	△498
合 計			17,603	6,644	10,959

### (4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

# (7) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 通貨関連

(単位 百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
	為替予約取引				
市場取引	売建				
以外の取引	台湾ドル	122	_	△1	△1
	韓国ウォン	4,895	1,421	△208	△208
合	計	5,017	1,421	△210	△210

- (注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。
- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位 百万円)

ヘッジ会計の 方 法	取引の種類	主 ヘッジ対象	契約額等	契約額等の うち1年超	時 価
	為替予約取引				
V ++	売建				
為替予約等の 振 当 処 理	米ドル	売掛金	3,304	_	(注)
	ユーロ	売掛金	294	_	(注)
	台湾ドル	売掛金	368	_	(注)
合	計		3,968	_	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

# (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	8
出資金	100

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価 開示の対象とはしておりません。

# (注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	47,822	_	_	_
受取手形及び売掛金	26,302	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
信託受益権	2,000	_	_	_
コマーシャル・ペーパー	999	_	_	_
長期預金	_	28,000	_	_
合 計	77,125	28,000	_	_

# (注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
長期借入金	1	8,762	2,200	_

### (退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,854百万円
勤務費用	661百万円
利息費用	87百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△105百万円
退職給付の支払額	△811百万円
退職給付債務の期末残高	15,687百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	年金資産の期首残高	13,414百万円
	期待運用収益	335百万円
	数理計算上の差異の当期発生額	△54百万円
	事業主からの拠出額	694百万円
	退職給付の支払額	△702百万円
	年金資産の期末残高	13,687百万円
(3)	退職給付信託の期首残高と期末残高の調整表	
	退職給付信託の期首残高	5,208百万円
	期待運用収益	13百万円
	数理計算上の差異の当期発生額	△21百万円
	退職給付信託の期末残高	5,199百万円

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職 給付に係る資産の調整表

	積立型制度の退職給付債務	15,477百万円
	年金資産	△13,687百万円
	退職給付信託	△5,199百万円
		△3,409百万円
	非積立型制度の退職給付債務	210百万円
	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,199百万円
	退職給付に係る負債	484百万円
	退職給付に係る資産	△3,683百万円
	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,199百万円
(5)	退職給付費用およびその内訳項目の金額	
	勤務費用	661百万円
	利息費用	87百万円
	期待運用収益	△348百万円
	数理計算上の差異の当期費用処理額	182百万円
	過去勤務費用の当期費用処理額	△256百万円
	確定給付制度に係る退職給付費用	326百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用

△256百万円

数理計算上の差異

210百万円

合 計

計 △45百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用

769百万円

未認識数理計算上の差異

△605百万円

合 計

163百万円

#### (8) 年金資産および退職給付信託に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	45%
株式	33%
その他	22%
合計	100%

② 退職給付信託の主な内訳

退職給付信託合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	92%
その他	8%
合計	100%

③ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産および退職給付信託の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産および退職給付信託の配分と、年金資産および退職給付信託を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率 主として0.53%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金制度 2.50%

退職給付信託 0.25%

3. 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度188百万円であります。

4. その他の退職給付に関する事項

2019年4月に行われた積立型の確定給付制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は17百万円であり、4年間で移換する予定です。なお、当事業年度末時点の未移換額8百万円は、未払金および長期未払金(固定負債「その他」)に計上しております。

# (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,651円20銭

2. 1株当たり当期純利益 239円42銭

(注)「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 251千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 280千株)。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
- (1) 満期保有目的の債券 原価法によっております。
- (2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- (3) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法によっております。
- 3. たな卸資産の評価基準および評価方法
- (1) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、一部(プロセス機器)の製品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、一部(プロセス機器)の原材料および仕掛品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物および構築物が10年から50年、機械及び装置ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費 見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき 計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- 7. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

- 8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

- (3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 9. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「信託型従業員持株プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり、当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ると同時に、福利厚生の増進策として、当社持株会の拡充を通じて従業員の株式取得および保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度1,049百万円、251千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度 962百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 85.505百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 13,394百万円 短期金銭債務 726百万円

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれており ます。

受取手形 84百万円

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

31,920百万円

仕入高

3,163百万円

営業取引以外の取引高

2.294百万円

### 2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位 百万円)

場所	用途	種類	減損損失
神 奈 川 県 高 座 郡市 熊 本 県 阿 総 谷宮市 栃 木 県 宇 都	材 料 事 業 の 事業用資産等	建物、構築物、機械及び装置、 車両運搬具、工具、器具及び備 品、土地、建設仮勘定	487
神奈川県高座郡	装置事業の 事業用資産等	建物、機械及び装置、工具、器 具及び備品、建設仮勘定	54
神奈川県高座郡	遊休資産	建物、構築物、ソフトウェア	63
	合 計		605

当社は収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産 (稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含みます。)については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。当事業年度において、投資額の回収が困難であると見込まれる上記の資産については、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額605百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物146百万円、構築物7百万円、機械及び装置233百万円、工具、器具及び備品121百万円、土地94百万円、その他1百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価に基づき算定し、土地・建物以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.3%で割り引いて算定しております。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	3,711,937株		471株	-	120,990株	3,591,418株

(注)1. 当事業年度末の自己株式数には、「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式251,800株が含ま れております。

# 2. 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

471株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少

「東京応化社員持株会信託」から「東京応化社員

32,700株

譲渡制限付株式報酬による減少

35,800株

持株会」への売却による減少

52,400株

単元未満株式の売却による減少

90株

# (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

# 繰延税金資産

77772 77522 7722		
賞与引当金損金不算入	656百万円	
投資有価証券評価損	351百万円	
出資金評価損	164百万円	
退職給付引当金損金不算入	584百万円	
たな卸資産評価損損金不算入	223百万円	
減損損失	708百万円	
貸倒引当金損金不算入	35百万円	
未払事業税否認	106百万円	
その他	616百万円	
繰延税金資産小計	3,447百万円	
評価性引当額	△897百万円	
繰延税金資産合計	2,549百万円	
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△188百万円	
その他有価証券評価差額金	△3,290百万円	
その他	△31百万円	
繰延税金負債合計	△3,509百万円	
繰延税金資産の純額	△959百万円	
去定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率	との差異の原因とな	なった主な
法定実効税率	30.4%	
/ 三国 由4t \		

2. 法定 な項目別の内訳

# (調整)

永久に益金に算入されない受取配当金	△7.3%
試験研究費控除	△6.1%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.3%

# (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース 契約により使用しております。

#### (退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

1	退職給付債務	△15,477百万円
2	年金資産	13,687百万円
3	退職給付信託	5,199百万円
4	未積立退職給付債務(①+②+③)	3,409百万円
(5)	未認識過去勤務費用	△769百万円
6	未認識数理計算上の差異	605百万円
7	前払年金費用	3,544百万円
8	退職給付引当金 (④+⑤+⑥-⑦)	△298百万円

#### 3. 退職給付費用に関する事項

1	勤務費用	607百万円
2	利息費用	87百万円
3	期待運用収益	△348百万円
4	過去勤務費用の費用処理額	△256百万円
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	182百万円
6	退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	273百万円
7	その他	121百万円
	計 (⑥+⑦)	394百万円

(注)「⑦その他」は、確定拠出年金への要拠出額であります。

# 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法 給付算定式基準

② 割引率 主として 0.53%

③ 期待運用収益率

確定給付企業年金制度2.50%退職給付信託0.25%

④ 過去勤務費用の額の処理年数 10年 (発生した事業年度から償却)

⑤ 数理計算上の差異の処理年数 10年 (発生の翌事業年度から償却)

### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位 百万円)

属	性	会 社	等	の	名	称	議決村 所有)	を等の (被所 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子:	会社	TOKYC AMERIC	OH CA, II	KA I NC.	KOG	SYO	(所有 直接	100%	当社製品の 販 売 役員の兼任	当社製品の 販売	5,545	売 掛 金	1,796
子:	会 社	台湾東層	<b>悪化</b> 服	设份不	有限:	公司	(所有 直接	70%	当社製品の 販 売 役員の兼任	当社製品の 販 売	14,290	売 掛 金	3,640
	子 会 社	TOK尖端材料株式会社							当社製品の 販売	9,258	売 掛 金	2,983	
						当社製品の	資金の貸付	0	関係会社 期貸 付金	3,448			
子:			尖端材料株式	会社	(所有) 直接	90%	当社製品の売 役員の兼任 資金の援助	東亚の共同	O	関係会社 男貸 付金	1,491		
				<b>X</b> = 0 10 50	資金の回収	2,570	_	_					
								貸付利息	156	_	_		

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示して、価格交渉の上決定しております。
  - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。返済条件は期間 1年以内から7年となっており、当該会社と個別に交渉し決定しております。なお、担保は受け 入れておりません。
  - 3. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

# (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,109円95銭

2. 1株当たり当期純利益 158円07銭

(注)「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 251千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 280千株)。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。